

健康危機管理に関する委員会設置要領

健康危機管理とは、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であり、保健所は地域における健康危機管理の拠点として位置づけられている。健康危機管理の諸課題に対して、全国保健所長会では地域保健の推進に関する委員会内に健康危機管理部会を設置して対応してきた。

しかしながら年々健康危機管理の事例は増加する傾向にあり、地域の健康危機管理については、現状の体制強化だけでは十分かつ適切な対応が困難であり、国は新たな対応体制の整備・確立や権限の付与、法的な位置づけについて検討を始めた。

このような観点から健康危機管理に関する委員会を立ち上げ、地域における健康危機管理体制を推進していくものである。

記

1. 名 称 健康危機管理に関する委員会
2. 目 的 本委員会は、地域における健康危機管理の諸課題に対応し、合わせて保健所の充実強化を図ることを目的とする。
3. 構 成 委員会は15名以内とし、会長が指名する者とする。
4. 委員長及び副委員長 委員長：会長が指名する。
副委員長：委員長が指名する。
5. 会 議 委員会は、委員長が随時招集するものとする。
6. 顧 問 本会に顧問をおく。顧問は副会長の中から会長が指名する。
7. 期 間 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
8. その他 この委員会は、平成17年5月17日から発足する。

附則

この要領は、平成30年8月29日より施行する。